



# 転勤に伴う『移転休暇』知っていますか？

中央本部は5月13日申21号「転勤に伴う『移転休暇』に関する申し入れ」を経営側に提出しました。就業規則には以下の条文があることを知っていましたか？

## 『就業規則』第6節 休暇

### (有給休暇)第77条(8)

#### 転勤に伴い引越しをする場合(移転休暇)

1回に限り2日以内。ただし、一たん赴任した社員が後日引越しをする場合は、順路による往復のための必要な日数を加えることがある。

上記の通り転勤に伴い引越しをする場合、移転休暇として有給休暇を与えることが就業規則に定められています。

この4月1日付で異動を命じられた社員は単身赴任の準備や引越し、加えて子供の新生活準備があり、民間業者も引越しシーズンで手配できず12日前の内命では間に合わず移転休暇を会社に申請しました。

## 前例がないは認められない理由となるのか？

しかし、会社はこれまで移転休暇を認めていないことを理由に休暇を付与しませんでした。この事態は東日本ユニオン組合員に限らず多くの社員が申請しても認められず、海外勤務からの赴任でも認められなかったとの話もありました。家庭状況や移動距離に問わず会社都合による人事異動で発生した引越しに全社員が『移転休暇』を取得可能となることを私たち東日本ユニオンは目指していきます。

中央本部は申21号で申し入れ、新潟地本も申14号第7項目で休暇を付与しない根拠を求めています。就業規則は社員だけでなく会社も守らなければなりません。働く社員だけが苦勞することのないよう是正に取り組んでいきます。

# 東日本ユニオンに結集しよう！